

# 阿見町議会会議録

令和3年第4回定例会

(令和3年12月7日～12月17日)

阿見町議会

## 令和3年第4回阿見町議会定例会会議録目次

◎招集告示	1
◎会期日程	2
◎第1号（12月7日）	5
○出席，欠席議員	5
○出席説明員及び会議書記	5
○議事日程第1号	7
○開 会	8
・会議録署名議員の指名	8
・会期の決定	8
・諸般の報告	9
・議案第86号から議案第88号（上程，説明，質疑，委員会付託）	10
・議案第89号から議案第94号（上程，説明，質疑，委員会付託）	11
・議案第95号から議案第98号（上程，説明，質疑，委員会付託）	17
・議案第99号（上程，説明，質疑，討論，採決）	21
・請願第4号（上程，委員会付託）	38
○散 会	38
◎第2号（12月8日）	39
○出席，欠席議員	39
○出席説明員及び会議書記	39
○議事日程第2号	41
○一般質問通告事項一覧	42
○開 議	43
・一般質問	43
難波千香子	43
高野 好央	63
海野 隆	75
飯野 良治	89
○散 会	103

◎第3号（12月9日）	105
○出席，欠席議員	105
○出席説明員及び会議書記	105
○議事日程第3号	107
○一般質問通告事項一覧	108
○開 議	109
・一般質問	109
紙井 和美	109
永井 義一	123
落合 剛	139
○散 会	144
◎第4号（12月10日）	145
○出席，欠席議員	145
○出席説明員及び会議書記	145
○議事日程第4号	147
○一般質問通告事項一覧	148
○開 議	149
・一般質問	149
柴原 成一	149
川畑 秀慈	154
栗原 宜行	173
・休会の件	186
○散 会	186
◎第5号（12月17日）	187
○出席，欠席議員	187
○出席説明員及び会議書記	187
○議事日程第5号	189
○開 議	190
・議案第86号から議案第88号（委員長報告，討論，採決）	190
・議案第89号から議案第94号（委員長報告，討論，採決）	192

・議案第95号から議案第98号（委員長報告，討論，採決）	197
・議案第100号（上程，説明，質疑，討論，採決）	199
・議案第101号（上程，説明，質疑，討論，採決）	201
・請願第4号（委員長報告，討論，採決）	204
・議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務 調査	209
○閉 会	209

## 第 4 回 定例会

阿見町告示第263号

令和3年第4回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年11月25日

阿見町長 千葉 繁

- 1 期 日 令和3年12月7日
- 2 場 所 阿見町議会議場

## 令和3年第4回阿見町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内容
第1日	12月7日	(火)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開会</li> <li>・議案上程</li> <li>・提案理由の説明</li> <li>・質疑</li> <li>・委員会付託</li> </ul>
第2日	12月8日	(水)	午前10時	本会議	・一般質問（4名）
第3日	12月9日	(木)	午前10時	本会議	・一般質問（3名）
第4日	12月10日	(金)	午前10時	本会議	・一般質問（3名）
第5日	12月11日	(土)	休 会		・議案調査
第6日	12月12日	(日)	休 会		・議案調査
第7日	12月13日	(月)	午前10時	委員会	・総務（議案審査）
			午後2時	委員会	・民生教育（議案審査）
第8日	12月14日	(火)	午前10時	委員会	・産業建設（議案審査）
第9日	12月15日	(水)	休 会		・議案調査
第10日	12月16日	(木)	休 会		・議案調査

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内容
第11日	12月17日	(金)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長報告</li> <li>・討論</li> <li>・採決</li> <li>・閉会</li> </ul>



第 1 号

[ 12 月 7 日 ]

## 令和3年第4回阿見町議会定例会会議録（第1号）

令和3年12月7日（第1日）

### ○出席議員

1番	久保谷	充	君
2番	落合	剛	君
3番	栗田	敏昌	君
4番	石引	大介	君
5番	高野	好央	君
6番	樋口	達哉	君
7番	栗原	宜行	君
8番	飯野	良治	君
9番	野口	雅弘	君
10番	永井	義一	君
11番	海野	隆	君
12番	平岡	博	君
13番	川畑	秀慈	君
14番	難波	千香子	君
15番	紙井	和美	君
16番	柴原	成一	君
17番	久保谷	実	君
18番	吉田	憲市	君

### ○欠席議員

なし

### ○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	千葉	繁	君		
副	町	長	坪田	匡弘	君	
町	長	公室	長	建石	智久	君
総	務	部	長	佐藤	哲朗	君

町民生活部長	中村政人君
保健福祉部長	湯原勝行君
産業建設部長	村松利一君
教育委員会教育部長	小林俊英君
政策企画課長	糸賀昌士君
総務課長	山崎貴之君
財政課長	黒岩孝君
管財課長	飯村弘一君
子ども家庭課長	小澤勝君
児童館長	細沼文恵君
健康づくり課長	監物輝子君
道路課長	浅野修治君
上下水道課長	井上稔君
学校教育課長	恵美和彦君

○議会事務局出席者

事務局長	小倉貴一
書記	栗原雄一
書記	湯原智子

## 令和3年第4回阿見町議会定例会

### 議事日程第1号

令和3年12月7日 午前10時開会・開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第86号 阿見町児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正について  
議案第87号 阿見町国民健康保険条例の一部改正について  
議案第88号 阿見町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第5 議案第89号 令和3年度阿見町一般会計補正予算（第6号）  
議案第90号 令和3年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
議案第91号 令和3年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）  
議案第92号 令和3年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）  
議案第93号 令和3年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）  
議案第94号 令和3年度阿見町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議案第95号 損害賠償の額を定めることについて  
議案第96号 損害賠償の額を定めることについて  
議案第97号 損害賠償の額を定めることについて  
議案第98号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第7 議案第99号 阿見町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第8 請願第4号 コロナ禍による米価下落の対策を求める請願

午前10時00分開会

○議長（久保谷充君） おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから令和3年第4回阿見町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

---

#### 会議録署名議員の指名について

○議長（久保谷充君） 日程第1、会議録署名議員の指名について、本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

4番 石引大介君

5番 高野好央君

を指名いたします。

---

#### 会期の決定について

○議長（久保谷充君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本件については、去る11月30日の議会運営委員会が開かれ協議されましたので、その結果について議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長吉田憲市君、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○議会運営委員会委員長（吉田憲市君） 皆さん、おはようございます。

それでは、会期の件について御報告申し上げます。

令和3年第4回定例会につきまして、去る11月30日、議会運営委員会を開催いたしました。出席委員は6名で、執行部から総務課長の出席を得て審議をいたしました。

会期は本日から12月17日までの11日間で、日程につきましては、本日、本会議、議案上程、提案理由の説明、質疑、委員会付託。

2日目、12月8日は午前10時から本会議で一般質問、4名。

3日目、12月9日は午前10時から本会議で一般質問、3名。

4 日目、12月10日は午前10時から本会議で一般質問、3名。

5 日目から6 日目までは休会で議案調査。

7 日目、12月13日は委員会で、午前10時から総務常任委員会、午後2時から民生教育常任委員会。

8 日目、12月14日は委員会で、午前10時から産業建設常任委員会。

9 日目から10 日目までは休会で議案調査。

11 日目、12月17日は最終日となりますが、午前10時から本会議で委員長報告、討論、採決、閉会。

議会運営委員会といたしましては、以上のような会期日程を作成いたしました。

各議員の御協力をよろしくお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（久保谷充君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり、本日から12月17日までの11日間としたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月17日までの11日間と決定いたしました。

---

#### 諸般の報告

○議長（久保谷充君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。

今定例会に提出された案件は、町長提出議案第86号から議案第99号のほか、コロナ禍による米価下落の対策を求める請願、以上15件であります。

次に、本日までに受理した陳情等は、母（毛嘉萍）が中国で不法に逮捕されている件に関する要望、超高齢化社会にチャレンジするシルバー人材センターの決意と支援の要望、新業務報酬基準制定に伴う建築物の設計等業務発注に関する要望及び各種業務報酬算定基準の採用に関する要望、ウイグル等の人権問題に対し国に調査を求める意見書採択のお願いの4件です。内容は、お手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に、本定例会に説明員として、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者は、お手元に配付しました名簿のとおりです。

次に、閉会中における委員会、協議会等の活動状況は、お手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に、令和3年度普通建設等事業進捗状況及び契約状況報告について、12月6日付で町長から報告がありました。内容は、お手元に配付しました参考資料のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

- 
- |        |                              |
|--------|------------------------------|
| 議案第86号 | 阿見町児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| 議案第87号 | 阿見町国民健康保険条例の一部改正について         |
| 議案第88号 | 阿見町国民健康保険税条例の一部改正について        |

○議長（久保谷充君） 次に、日程第4、議案第86号、阿見町児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第87号、阿見町国民健康保険条例の一部改正について、議案第88号、阿見町国民健康保険税条例の一部改正について、以上3件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和3年第4回定例会を招集しましたところ、議員各位には公私とも大変お忙しい中、御出席をいただきまして、ここに定例会が開会できますことを心から感謝を申し上げます。

まず初めに、議案第86号から議案第88号までの条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

議案第86号の阿見町児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、学校区児童館が、老朽化により利用者の安全の確保が困難であるとの判断に至り、令和3年度をもって閉鎖とするため、本条例で規定している学校区児童館の名称、位置の削除及び、文言の整理等所要の改正を行うものであります。

議案第87号の阿見町国民健康保険条例の一部改正について申し上げます。

本案は、健康保険法施行令等の一部改正する政令が公布されたことに伴い、阿見町国民健康保険条例を一部改正するものであります。

その主な内容といたしましては、被保険者が出産した際に支給する出産育児一時金の金額を引き上げるものであります。

産科医療補償制度の掛金が令和4年1月1日より引き下げられることになりましたが、少子化対策としての重要性に鑑み、出産育児一時金等の支給総額については、42万円を維持すべきとされたことを踏まえ、出産育児一時金の金額の引上げを行うものであります。

議案第88号の阿見町国民健康保険税条例の一部改正について申し上げます。

本案は、総務省において例として示されている市町村国民健康保険税条例の一部が改正されたことにより、所要の改正を行うものであります。

その主な内容としましては、条例の見出し及び条文に文言を追加し、条例の規定を明確化するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷充君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案3件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第86号から議案第88号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る12月17日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

議案第89号	令和3年度阿見町一般会計補正予算（第6号）
議案第90号	令和3年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第91号	令和3年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第92号	令和3年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議案第93号	令和3年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）
議案第94号	令和3年度阿見町下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（久保谷充君） 次に、日程第5、議案第89号、令和3年度阿見町一般会計補正予算（第6号）、議案第90号、令和3年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第91号、令和3年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第92号、令和3年度阿



見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号），議案第93号，令和3年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号），議案第94号，令和3年度阿見町下水道事業会計補正予算（第3号），以上6件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第89号から議案第94号までの，令和3年度一般会計ほか5件の補正予算について，提案理由を申し上げます。

議案第89号，一般会計補正予算は，既定の予算額に3億5,087万8,000円を追加し，179億8,790万3,000円とするものであります。

歳入の主なものから申し上げます。

第16款国庫支出金で，新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金，新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を増額。

第17款県支出金で，障害者自立支援給付費負担金を増額。

第19款寄附金で，ふるさと応援寄附金を増額。

第21款繰越金で，財源調整のため前年度繰越金を増額するものであります。

次に，歳出の主なものを申し上げます。

第2款総務費の企画費で，ふるさと納税事業を増額。

第3款民生費の障害者福祉費で，障害者訓練等給付事業を増額。

第4款衛生費の予防費で，3回目ワクチン接種のため，新型コロナウイルスワクチン接種事業を増額。

第7款土木費の都市計画総務費で，地方創生臨時交付金を活用し，地域公共交通維持確保支援金を新規計上するものであります。

議案第90号，国民健康保険特別会計補正予算は，既定の予算額に4,302万2,000円を追加し，49億2,048万5,000円とするものであります。

その主な内容は，保険給付費で，一般被保険者高額療養費を増額するものであります。

議案第91号，介護保険特別会計補正予算は，既定の予算額に2,377万8,000円を追加し，36億3,693万5,000円とするものであります。

その主な内容は，地域支援事業費で，訪問型サービス事業を増額，諸支出金で，国庫支出金等返還金を増額するものであります。

議案第92号，後期高齢者医療特別会計補正予算は，既定の予算額から3,718万2,000円を減額し，10億1,542万2,000円とするものであります。

その主な内容は、後期高齢者広域連合納付金で、保険料納付金、療養給付費等負担金を減額するものであります。

次に、議案第93号の阿見町水道事業会計補正予算について、提案理由を申し上げます。

本案は、水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出について、1,646万3,000円を増額するもので、その主な内容としましては、配水管布設後舗装復旧工事費の増額であり、それに伴い、収益的収入で財源の一部として関連する。道路路面補修受託工事収益1,250万円を増額するものであります。

また、水道事業会計予算第7条に定めた職員給与経費については、人件費の減額に合わせて3万7,000円を減額するものであります。

次に、議案第94号の阿見町下水道事業会計補正予算について、提案理由を申し上げます。

本案は、下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出について、それぞれ14万9,000円を減額するものであります。

その内容としましては、支出で人件費を減額し、それに伴い、収入で他会計補助金を減額するものであります。

次に、下水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出について、それぞれ263万7,000円を増額するものであります。

その主な内容としましては、支出で、農業集落排水の回分槽攪拌ポンプ更新に伴う工事費の増額及び令和3年2月に借入れした企業債の償還金を増額し、その財源として、収入で、農業集落排水の受益者負担金及び公共下水道の他会計負担金、受益者負担金を増額するものであります。

また、下水道事業会計予算第8条に定めた職員給与費、第9条に定めた他会計からの補助金についても、今回補正に併せて減額するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷充君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案6件については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

10番永井義一君。

○10番（永井義一君） おはようございます。

今ちょっと場所を出していますので、少々お待ちください。

一般会計の11ページの人事給与事務費1113の中で、委託料で、例規整備等支援業務というのが今回あります。これはあんまり聞き慣れない名称なんで、その内容をお願いします。

○議長（久保谷充君） 町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

この委託料につきましては、定年延長に伴う例規整備の支援業務を委託するものでございます。地方公務員法で、定年につきましては、令和5年度から段階的に引下げ云々というのは、そういう流れでございまして、それに先立ちまして、それにかみみます令和3年度は制度の検討と法制度の洗い出しを行うというようなことで準備を進めるものでございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 10番永井義一君。

○10番（永井義一君） ごめんなさい、ちょっと。定年延長に伴う、要は60から65歳までの延長に伴う、いろんな法律的な整備の部分での例規の整備を行うという意味合いでいいんですか。もう一回、もうちょっと詳しく。すいません。

○議長（久保谷充君） 町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君） 申し訳ございませんでした。

地方公務員の定年は、国家公務員の定年を基準としまして、各地方公共団体において条例で定めるものでございます。

国家公務員法等の改正によりまして、国家公務員の定年が令和5年度から段階的に引き上げられるということになります。そういったことで、65歳とされることを踏まえまして、関連する例規整備を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） ほか。5番高野好央君。

○5番（高野好央君） よろしくをお願いします。

一般会計補正予算、11ページ、荒磯部屋連携推進事業、アドバイザー業務委託料44万円なんですけど、この業務委託する内容をお願いしたいんですが。

○議長（久保谷充君） 町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

荒磯部屋の建設につきましては、前回の議会とそれから全員協議会の中でも、皆様方から御指摘をいただいて大変興味があるところだと思います。

それを受けまして、これまで町の取組としましては、庁内の連携の推進委員会を設置しまして、どういったものが連携するかということの議論を進めてまいりました。

そういった経過の中で、どうしても相撲協会さんとの関係を強固に結ぶ必要があるというよ

うな課題がございまして、そういうことを受けまして、今回、荒磯部屋のマネジャーを務められております前田一輝様に、アドバイザー契約ということで、包括的に御支援をいただくというような契約を締結させていただいたものでございます。

詳細は、幾つかあるんですけれども、町と荒磯部屋との連携に関することということを中心にして、その他支援業務と、それとあと、広域的に絡むようなこともこれから事案として考えなければいけなくなると思います。そういったことにつきましても、当然連携支援をいただくものと。あと、特に町として特化したもので、こういった御支援をいただきたい、こういった連携はどのように進めたらいいかというようなことの御支援をいただくと。そういったことも含めて、アドバイザー契約ということをさせていただきまして、今回の補正のほうは2か月分になります。当初予算で改めて1年分の予算を上程させていただき予定でございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 5番高野好央君。

○5番（高野好央君） ありがとうございます。

今、答弁ありました2月、3月分で2か月分で44万円ということ。

次年度も引き続きということで新聞の報道でもありました。そうすると、次年度、年間だどれぐらいの金額を委託料というのは予定しているのでしょうか。

○議長（久保谷充君） 町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

今回、年度をまたぐということで、今回の補正も債務負担をかけさせていただいています。その総額としまして264万円となります。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） ほかに質問ありますか。

11番海野隆君。

○11番（海野隆君） 議案89号、一般会計補正予算の歳入、8ページですね。ふるさと応援寄附金ということで3,000万補正がされて7,000万になったわけですが、ふるさと応援寄附金は使い道の指定ができるわけですね。それで、寄附をされた方々が、阿見町の幾つかメニューがあるようですけれども、選べる使い道ということで、この使い道の指定では、どんな寄附が多かったのか教えてください。

○議長（久保谷充君） 町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

4月の1日から11月30日までの動きでよろしいでしょうか。その合計でいきますと、寄附件数としましては2,946件となります。

御指摘いただきました寄附用途の内訳としましては、8項目ほどございます。1つが、人がつながるまちづくりを実現するための事業、2つ目としまして、人を育むまちづくりを実現するための事業、3つ目としまして、暮らしを支えるまちづくりを実現するための事業、4つ目としまして、安全安心のまちづくりを実現するための事業、5つ目としまして、あみ人材育成基金、6つ目としまして、予科練平和記念館整備管理基金、7番としまして、町長にお任せ、8番としまして、新型コロナウイルス感染対策に関する事業と、この8目からなっております。

その中で、4月1日から11月30日までの現在で申し上げますと、一番多かったものが、町長にお任せという内容が560件ほど、続いて、人を育むまちづくりを実現するための事業ということで373件ということで続いてございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 11番海野隆君。

○11番（海野隆君） 幾つかあるサイトのうちの、ふるさとチョイスのサイトを見てみると、例えば応援メッセージが、公開してもいいということで書かれていて、大学時代非常にお世話になったと。それで頑張ってくださいと。この人がどの指定寄附をしたのか分かりませんが、とにかく子供の教育を応援しますとか、そういうことでも応援メッセージが幾つか載っています。

それで、今、教えていただいたので分かりましたけれども、ただ、自治体からの使い道情報というところが、最新情報がないということで、これはやっぱり書かれておいたほうがいいんじゃないかなと思います。

おおむねやっぱり町長にお任せ、町の裁量に任せるということがあって、2番目に、やっぱり人を育むまちづくりということで、教育にやっぱり投資をしてくださいということでやられているということで数字が出ていましたけれども、ぜひ、その自治体からの使い道情報というところもきっちり最新情報を反映させるような形でお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（久保谷充君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第89号から議案第94号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る12月17日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

議案第95号	損害賠償の額を定めることについて
議案第96号	損害賠償の額を定めることについて
議案第97号	損害賠償の額を定めることについて
議案第98号	損害賠償の額を定めることについて

○議長（久保谷充君） 次に、日程第6、議案第95号、損害賠償の額を定めることについて、議案第96号、損害賠償の額を定めることについて、議案第97号、損害賠償の額を定めることについて、議案第98号、損害賠償の額を定めることについて、以上4件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第95号から議案第98号までの損害賠償の額を定めることについて、提案理由を申し上げます。

議案第95号につきましては、令和3年5月24日から5月28日にかけて、阿見町総合保健福祉会館において、管内保管物品の整理及び廃棄を行った際に、会館を使用する福祉団体の所有動産である複数の楽器類を誤って破棄したことにより、当該団体に損害を与えたもので、町に賠償責任が生じたため、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第96号及び議案第97号につきましては、関連しますので、一括で説明いたします。

本案は、令和3年9月16日午後5時30分頃から翌17日午前7時15分頃にかけて、阿見町小池地内の町道1568号線を、南から北方向へ車両で走行中、当町町道側溝の蓋の上に固定してあったラバーポールが、蓋の落下に伴い傾いていたことにより、車両と接触、車両の一部を損傷させ損害を与えたものです。

そのため、国家賠償法の規定により、町に賠償責任が生じたことから、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第98号につきましては、令和3年11月1日午後5時59分頃、町道111号線を町職員が公

用車により南から北へ走行して茨大農学部前交差点を右折した際、正面から県道竜ヶ崎阿見線を左折してきた車両と接触し、相手車両の一部を損傷させ損害を与えたものです。

そのため、国家賠償法の規定により、町に賠償責任が生じたことから、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものがあります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷充君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案4件については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

11番海野隆君。

○11番（海野隆君） それでは、議案第95号についてお伺いします。

これまで経緯について説明があって、新型コロナウイルス対策ということで、総合福祉会館の部屋を空けなければいけなかったという、それでもって掃除をした時点で、会館を利用している団体の所有物を廃棄してしまったと、こういう話だったんですけども、まず最初にお聞きしたいんですけど、これは顧問弁護士に御相談はされたんですか。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えします。

町のほうの顧問弁護士への相談は行っております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 11番海野隆君。

○11番（海野隆君） これは後々のために聞いているんですけども、当然、管理責任が町にあったということで、今回の損害賠償を支払うということに至ったと思いますが、相談をしたということで、どういう相談をなさって、どういうアドバイスがあったんでしょうか。

○議長（久保谷充君） 健康づくり課長監物輝子君。

○健康づくり課長（監物輝子君） はい、お答えいたします。

顧問弁護士のほうには、示談、和解の方法につきましてアドバイスを受けました。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 11番海野隆君。

○11番（海野隆君） 和解ですよ。それで、和解したほうがいいということなのかな、よ

く分からないけども、和解条件とかいろいろアドバイスを受けたようなんですけども、確かに管理責任は、明確な管理責任が町にあったのかどうか、これもちょっとよく分からないし、それから、団体側に自らの所有物を管理する、そういう責任がなかったのかどうかとか、責任の割合というのかな、通常責任の割合があつて、それでもって和解とか賠償とかという形になると思うんですけども、そういったところの相談とかアドバイスというのはなかったんですか。

つまり、今回、損害賠償で出ている金額、ほぼこれは新しく買い換えるための金額が出ているのではないかと思うんですけども、そこはどうなんでしょうか。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えします。

顧問弁護士さんと相談したところで、そこまでの責任割合というところのアドバイスのほうはありませんでした。

○議長（久保谷充君） 11番海野隆君。

○11番（海野隆君） 答弁が簡単なんだけども。それじゃ、これで賠償をして、決着をつけるということなんですけども、今後の団体の動産——不動産は管理しないでしょうけども、その動産の管理について、どういうルールができたんですか。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えします。

先般、全員協議会の中でも説明したとおり、今後、動産の管理につきましては、まず最初に、使用団体のほうが、町のほうの総合保健福祉会館に、その動産を預けたいといった場合については、そもそも通年で継続使用している団体で、なおかつ、連れてくる児童や障害児童を連れてくるときには、介助しながら、なおかつ動産、大きなものを運んでくるというものの大変さというのを考慮するために、そうしたものを預かることにいたします。

そのときには、最初について、その動産の目録みたいなものを出していただきまして、町と職員と団体との間で、どういうものがどこに保管されているかというのを確認する形になります。

町としましては、その後につきましては、動産の搬入とかそういうものについては団体のほうの責任において、町のほうについては倉庫について施錠している感じという形で、鍵を相手に渡しまして、その後の動産の搬入については全て団体のほうの責任になるかと思います。

町のほうについては、全てその管理責任というものは、その後ありませんので、あくまでも団体の責任で管理することが原則になります。

ただ、原則としましては、町としては、全ての団体から物を預かるということはないというのが原則となります。



以上です。

○議長（久保谷充君） 11番海野隆君。

○11番（海野隆君） 損害賠償額20万を超える金額なんですけれども、職務としてその職員が行ったわけですよ、コロナ対策のために部屋を空けるということですね。

でも、1つ手続を抜いちゃったので、こういう事態に立ち至ったと思うんですよ。そういう意味では、職員の不注意というかな、これが問われると思うんですけど、この損害賠償金額というのは誰が負担するんですか。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えします。

基本的にはあくまでも職員が職務として行っておりますので、町のほうの責任の中で行っておりますので、あくまでも賠償責任は町のほうにある。町のほうで支払う形になります。

以上です。

○議長（久保谷充君） 11番海野隆君。

○11番（海野隆君） いつもやり取りの中で、保険掛かってるのかみたいな話があって、これはどこから支出というか賠償をされるんですか。保険から支出されるんですか、それともそうではなくて、町の一般財源から出されるんですか。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えします。

一応、財源としましては、町のほうの一般会計のほうから支出はしますが、一応、損害賠償金については、この賠償決定後に、保険会社から保険金のほうは入ります。ただ、保険金額につきましては、全額ではなく、減価償却も見込んでおりますので、ほぼ5割相当分が入ってくるものと思われま。

以上です。

○議長（久保谷充君） 11番海野隆君。

○11番（海野隆君） 20万という金額は、多分新品、買い替える、新しいものを買うための金額になっているので、さっきそういうことを聞いたつもりだったんですけども。

そうすると、10万ぐらい、半分ぐらいは、やっぱり町が負担するような形になるということなんですけども、これは間違いはないんですか。職員個人の賠償を求めるといことはしないということでもいいんですか。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えします。

あくまでも賠償金については、町のほうの予算から出しまして、個人に対して請求すること

はございません。

以上です。

○議長（久保谷充君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第95号から議案第98号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る12月17日の本会議において、審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

議案第99号 阿見町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

○議長（久保谷充君） 次に、日程第7、議案第99号、阿見町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第99号の阿見町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本案は、現在空席となっている教育委員会教育長に湯原正人氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

同氏は、平成30年10月11日から令和3年10月10日までの3年間にわたり教育長に就任されました。この間、阿見町の教育行政に熱心に取り組み、人格・識見ともに優れ、また地域住民からの信頼も厚く、教育委員会教育長として最適任であると考えております。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷充君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

5番高野好央君。

○5番（高野好央君） 9月14日に不同意となり、約3か月間、任期が切れてから約1か月たっております。これだけの期間を空けて、再度同じ方を推薦した理由を伺います。よろしくお願ひします。

○議長（久保谷充君） 町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 大変に教育行政、今、大事なところでありまして、期間を空けてしまったことは大変お詫びを申し上げたいというふうに思います。しかし、前回全協でもお話したとおり、ほかに、湯原正人氏以外に適任者がいないということで、熟慮した結果、こういう形になりました。

今、置かれた教育行政の中では、様々な課題がございます。この課題を乗り切れる人材というのはこの方しかいないということで、空いてしまったことはお詫びをいたしますけれども、最適任ではないかというふうに思っています。

以上です。

○議長（久保谷充君） 5番高野好央君。

○5番（高野好央君） 教育長には職務代理者がおります。9月議会において不同意となった方を再度推薦するよりは、ほかに適任者が見つかるまで空席でも問題ないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（久保谷充君） 町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） それは、高野議員はそうかもしれませんが、私は湯原正人氏を教育長としたいというような思いでございますので、それは私の考えであります。

○議長（久保谷充君） 8番飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 教育長不在で、具体的にどんな支障がありますか。

○議長（久保谷充君） 町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 先日も全協でもお話ししたように、これから先生方の人事という最大の任務があります。この点で、この湯原教育長は長けているということでありますので、このことについて大変な支障が及ぶのではないかというふうに思っています。

○議長（久保谷充君） 8番飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 今、言われたその課題に、3か月間、この間、再度があったんですけども、どんな対策を町長は取られたんでしょうか。

○議長（久保谷充君） 町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 指導室のほうにも、室長のほうにも伺って、今どんな状況なのか確認をしながら、今の先生方の配置も含めて、どんなふうにしていったらいいのか、こういうことを私なりに尋ねました。大変な状況になっている、現場はというようなことで、できるだけ早く見つけたいというふうに思っていました。

先ほど、3か月ということでありましたけれども、10月の10日からでありますから、2か月ということでもあります。2か月というのは、やはり私は教育現場では長いなというふうに思っています。

支障ということであるならば、やはり先ほど言ったとおりでありますけれども、これからの人事というのが最大限の教育行政にとっては重大なことでありますので、できるだけそういった裁量の持った方についてもらいたいという思いがありまして、考えておりましたけれども、この方しかいないということでもあります。

○議長（久保谷充君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

5番高野好央君。

○5番（高野好央君） 私は、この教育長人事案に対し反対の立場から討論させていただきます。

令和2年4月臨時休校の際、オンライン授業の重要性を保護者からも要望・指摘されながら、特に何ら対策は取られず、休校中の子供たちへの学習に対する対応は、1年半たった令和3年9月の臨時休校のときも、タブレットが児童生徒1人1台配付されているにもかかわらず改善されなかった、ICT・オンラインへの意識の低さ。

令和2年4月の臨時休校において、近隣市町村が早々に休校を決定する中、感染拡大市町村に指定されているにもかかわらず、阿見町だけ学校再開の判断をし、その後、急遽撤回して休校となる判断の遅さ、ずれ。スピード感が求められる現代において、有事の際の判断、対応が

あまりにも遅く、ずれているのは致命的です。町独自の判断を求められているのに、県からの方針、指示を待ってからでは、近隣市町村から遅れをとるのは当然であり、今後さらにICT・オンライン授業の重要性が高まっていくことが分かっている中、ICTへの意識の低さは問題です。

教職員人事に関しても評価する声がありますが、私が聞いている現場の声とは乖離しているかと思います。

以上の理由から、今後3年間、教育行政のトップを任せ得る方ではないと判断しましたので、この人事案に反対いたします。

○議長（久保谷充君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9番野口雅弘君。

○9番（野口雅弘君） 私、初めて賛成討論します。これ、なぜやるかという、この間の勉強会で岩崎さんに言われてしまいました。私は反対の場合は必ず反対討論します。そして、そしたら、この議案が拮抗している場合は、賛成でも反対でも、皆さんが一人一人全員が声を出すべきだというのが、この間の教えですから、皆さんもそのとき、いましたので、多分今回は全員がやると思いますから、聞いてください。賛成でも反対でも全員がやると思います。

私の場合、教職員の人事に関しては、教育長がもう本当に力がある、教育長がいい人を引っ張る、そういう力がある、そう聞いています。ですから、湯原前教育長は、その力は必ずあると思いますので、私は、学校というのは、人事権を、どれだけいい人を引っ張ってこられるか、これが一番の大事なことだと思いますので、私は湯原前教育長を推薦します。支持し、賛成させていただきます。

○議長（久保谷充君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

8番飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 私は、1年半の短い期間ではありますが、湯原教育長と議会での一般質問への答弁、第二小学校検討委員会、実毅小学校跡地利活用に関する説明会での挨拶、説明に接し、あまりにも世間話的な表現と政治的な対応に終始し、教育行政に見識があるものとは感じられませんでした。

子供たちの将来を見据え、教育環境をどう変えていくのか。教育、学術、文化について、大所高所から教育行政について判断できる人が望まれております。

よって、今回の人事案には同意しかねます。反対です。

○議長（久保谷充君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

3番栗田敏昌君。

○3番（栗田敏昌君） 私は、賛成の立場から討論いたします。

任期中、僕はPTA役員、保護者の立場からも見てきました。学校行事のほかに、PTA行事にも出席し、当時来ている保護者の方との会話や、時折メモをとったり等を拝見し、とても熱意、情熱を持っている人だなと感じました。

また、働き方改革を自身の課題とし、2学期制を導入し、教師の業務負担軽減、授業時間の確保により、ゆとりある授業を展開することを可能としました。

コロナ禍においても、僕個人としては、迅速に行動してもらい、7時間授業を取り入れました。初めは子供たちも戸惑っており、何でこんなことするんだと困惑していましたが、自宅待機をしていたり、分散登校もあって、授業時間を取らないといけないんだよと説明したら、そういうことだったのかと納得してもらって、元気に登校してくれていました。

GIGAスクール構想におかれましても、電子黒板、LAN工事などを見て、こちらを見ても、しっかりと迅速に対応していると思います。

何かをおろそかにしているのなら不満が出るのは分かりますが、何も怠っていないと思います。かつ迅速に行動していると、僕は思います。評価に値します。

よって、以上のことから、賛成討論といたします。

○議長（久保谷充君） 次に、反対者の発言を許します。

2番落合剛君。

○2番（落合剛君） 野口議員が全員発言しようということなので、私も反対の立場から討論させていただきます。

内容に関しましては、先ほどお話しした高野議員と全く、反対の討論の内容は同じとなります。

以上です。

○議長（久保谷充君） 次に、賛成者の発言を許します。

4番石引大介君。

○4番（石引大介君） 私は、賛成の立場から討論を行わせていただきます。

阿見町では、今このときも、多くの児童生徒が一生懸命に勉学に励んでいます。本議案に対して議会に求められていることは何なのでしょう。私は、子供たちがこの先も安心して学べる環境をどう構築していくことではないかと考えております。

湯原教育長は在任当時、子供たちのことを考え、職責を全うし、数々の功績を上げてこられました。その中でも、私は君原小学校の小規模特認校制度導入を高く評価しております。君原小学校では、コロナ禍において数々の行事が行えない中、地元有志の方や保護者、地元消防団の協力のもと、宿泊学習に行けない子供たちへ、学校でキャンプファイヤーなどを実施しております。子供たちからは、楽しい思い出になったとお礼の手紙までいただきました。

学習面においては、オランダの日本人学校の方とのオンライン学習を社会の授業で行ったそうです。小規模だからこそできる教育を目指し、先生方や地域の方が一生懸命に子供たちと接してくれています。このようなすばらしい学習環境を整備したのは湯原教育長であり、このすばらしい小規模特認校をさらによりよい学校にしていだきたいと願い、議案第99号、阿見町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、賛成いたします。

以上です。

○議長（久保谷充君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

7番栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 私は、教育長人事案について、反対の立場から討論をいたします。

まず1点目は、労務管理の問題です。

労務は人事と一対であり、人事労務として取り組まなければなりません。労務に配慮しない人事は、単なる配置転換に終わってしまうからです。しかし、人事のみに注力し、職員の労務に関し適切に対応していなかったため、職員の負担が増大しました。心の不調により療養休暇を取得した職員数の調査では、町全体として、平成30年度は8名であったのに対し、2年後の令和2年度は18名と急激に増加しています。部署別では、教育委員会が断トツになっています。これは労務管理に対する意識の欠如と言わざるを得ません。決してこの状態を放置するわけにはいかないのです。これ以上、教育委員会から苦しみ悩む職員を増やさないためにも、人事案にまず反対いたします。

2点目。2点目は、教育行政が後手後手に回っており、このままでは子供たちの学ぶ力が醸成されない不安があることです。

国は、子供たちの教育については見直し、平成29年度、新学習指導要領を変え、小学校においては令和2年度の完全実施を打ち出しました。また、教育のICT化を推進し、1人1台端末に代表されるGIGAスクール構想を策定し、教育ICT環境の実現を進めてきました。

この間、議会では、教育のICT化設置水準に基づき機器の設置を要望するとともに、危惧される問題点を様々な視点から指摘してきました。

11月19日、民生教育常任委員会として、GIGAスクール構想に伴うICT機器の整備運用状況を調査するため、あさひ小学校を全員で視察しましたが、これまで議会で指摘してきた問題点が現実起きていました。授業で使う端末が100台程度しかWi-Fiに接続できず、多くの児童が同時に使用することができていませんでした。学校は二、三百台程度アクセスできるWi-Fi環境を要望していました。また、高額で契約しているICT支援員は、拠点が町内になく、サポートも少なく、十分でないことが分かりました。

これらの問題点について、これまで教育委員会からは問題がないとの答弁でした。

国が教育の中心に据え推進しているGIGAスクール構想へのこれまでの町の対応では、子供たちの学ぶ力は醸成されません。国が進める政策や、子供たちや保護者の皆さんの意見や要望を積極的に把握し、教育行政に反映させることが必須です。後手後手に回っている教育行政をこのままにしていくことは許されません。

3点目、法令違反がいまだに続いており、改善がなされていないことです。

その法律は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、今回の人事案提出の根拠となっている法律です。その第4条任命で、教育長は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命すると定められています。

しかし、この同法には、住民への説明責任の観点から、教育委員会が自ら活動状況について点検評価し、議会に報告し、公表しなければならないことも記載されています。条文では、教育委員会は毎年その権限に属する事務、その他、教育長の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表しなければならないと定められています。

教育委員会は、教育長任命の根拠となる条文は見えても、教育委員会が自ら点検、評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出し公表しなければならないという、この条文を見ていないのでしょうか。

私はこの条文、この法律で定められている議会が提出しなければいけない報告書を見たことがありません。また、町民の皆さんに公表しなければならない報告書も見たことがありません。

茨城県や県内44の市町村は、そのほとんどで報告書が作成され、議会へ提出、公表がなされているのに、なぜ阿見町は、今もなお報告書の提出や公表をしていないのでしょうか。いまだに法令違反を続け、なおそれを改善しないのでしょうか。人事のみに注力し、なすべきことをしない方を、これから3年間、教育行政のトップにする人事案にはとても同意できません。

よって、今回の人事案に反対いたします。

○議長（久保谷充君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

10番永井義一君。

○10番（永井義一君） 私は、この議案第99号の人事案に賛成の立場で討論します。

まず、この間、他市町村の校長先生の経験者がある方から何人か、阿見町どうなっているの。この時期に教育長がいないということは、先ほど町長もおっしゃいましたが、やはり人事の問題で非常に大きな問題があると。

私、過去に町内の中学校でADHD、多動性注意欠陥症という、そういったところで町民の方からいろいろと相談を受けて、当時の教育長と、あとそのときも東先生だったんですけども、



いろいろ相談いたしました。そういった中で、その翌年には、その学校の教頭先生、また校長先生が異動になって、今その学校が非常に平和という言い方ですか、静かな学校になっていると。

ですから、やはりそういった形で、今いる教育長が、その人事のことで、この時期に非常に大きな役割を果たしていくんじゃないかと思います。

ですから、私はこの間2か月間の教育長の不在ということが、非常に大きな、これからの阿見町の大きな問題になってくるのではないかと思います。

ですから、そういった観点で、この教育長の人事に対して賛成をいたします。

以上です。

○議長（久保谷充君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

16番柴原成一君。

○16番（柴原成一君） 反対の立場から討論いたします。

まず、第二小学校の統合問題に関し、正式な手続を経て決定された方針が、状況や環境の大きな変化がないにもかかわらず、撤回、統合延期されたのは、教育行政の一貫性、継続性、信頼性を根底から崩す行為であり、特に、指定校変更制度を利用し阿見小学校に通学している児童の保護者に対する対応は適切だったとは言えません。

このような判断をした方を教育行政のトップにふさわしいとは思えませんので、この人事案には反対いたします。

○議長（久保谷充君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

6番樋口達哉君。

○6番（樋口達哉君） 湯原正人氏の阿見町教育長任命の議会の同意について、賛成の立場から討論をいたします。

湯原正人氏は、去る9月、議会で教育長再任の議会同意が得られませんでした。その際には、反対討論はありませんでした。ナッシングです。

皆様も御承知のとおり、平成27年4月施行された地方教育行政法、第4条、括弧任命からは、教育長は、地方公共団体の長——阿見町では町長でございますが、が、議会の同意を得て任命をします。しかし、町長の任命に対し議会の同意が得られませんでした。

町長の執行権にも関わる教育長人事が、不信任される前代未聞の事態であります。当然、その後、今日現在まで教育長不在。先ほど、不在でどうするんだというような質疑がございましたが、そうなった理由はどこにあるのか。現在、教育行政の空白が続いております。まさに阿見町は教育異常事態宣言中であります。

先ほど、反対議員のるる質問がございましたが、私が直接聞いた話の理由が一切出てきてお

りません。

元教育長、湯原正人氏のセクハラ・パワハラ、こういったものが元凶なんだと私は聞きました、この耳で。しかし、今、出てきたのは、オンライン授業ですとか、世間話的な対応が悪いとか、労務管理だとか、第二小の問題でした。

この異常事態時に、教育長は人格が高潔で教育行政に関し見識を有するものでなければならぬということは当然のことです。しかし、反対の理由は私にとっては不十分です。

ちなみに、私の人格は極めて一般的で低俗だと自覚しております。私が一般的低俗ならば、そういった元教育長湯原正人氏を云々する方々の中に、ある面、私同様、一般的で低俗な方々も多数おられます。しょせん、高潔か低俗か論議など詮ないことで、皆五十歩百歩の中で頑張っていると私は考えております。

先日、再任を否決された際、湯原正人氏は、私のどこが悪いのか教えていただきたい。悪いところがあれば、真摯に受け止めて直しますという趣旨の、パンチのある湯原氏としては真摯なコメントをされておりました。町長も、先日の全協では、湯原教育長をぜひ再任させていただきたいと涙ぐましい決意表明もされておりました。

それに対してはノーリアクション。果たして数々の教育関連綱紀に照らし、本件に違法性があるのか。あるならば議会は、そこを追及しなければならないのですが、残念ながら、いまだに納得できるような理由は見つかりません。

反対のための反対で、阿見町の教育行政を停滞させ、阿見町の教育に空白をもたらす議会であってはならない。教育長に疑義があれば、直ちに正す議会でありたいと考えています。

ここに謹んで教育長の再選に賛成をいたします。

○議長（久保谷充君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

18番吉田憲市君。

○18番（吉田憲市君） それでは、私は、この99号に対する反対の立場からの討論をいたします。

先ほど、どなたか議員が反対の意見を言っておりましたが、第二小学校の統合問題に関し、平成28年から2年間をかけて、当時の検討委員会で協議し、令和5年4月の統合が、このような経緯のもとに手続を経て決定されたわけですが、84%の存続という意見のアンケート調査の方法の曖昧さ、これはどのような方法で調査したんですかという私の質問に対して、そこに座っている小林部長が、多分、区長さんをお願いして、班長さんに回して、それで上がってきたものですと、そういうふうな意見がございました。

それに対して、やはりきちんともう一回アンケート調査をしたほうがいいんじゃないかという、あれは検討委員会の中で提言をしたというふうに思いますが、それはしなかったというこ

とでございます。

それと、そういう形で、一回統合が、令和5年の4月の統合が決まったわけなんですけど、先ほど議員は知っていましたが、その後、大した変化もなくて、教育行政の一貫性、継続性、信頼性を崩すような行為をしたと。それで、その延長をしたということですね。そういうことに対して1つ。

それから、あと、指定校変更制度を利用して、既に阿見小学校に通っている、令和2年6月現在の1年生から6年生までの児童数34名の子供たちの気持ちをどこへ持ってっちゃったのか、度外視したような、今後の対応策、これがあまりにも親切心がなかったというふうに私は感じました。

そこで、このような判断をした方の、教育行政のトップとしての教育長を、これはふさわしくないと私は判断いたしましたので、この件については、この人事案については反対をいたします。

○議長（久保谷充君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

17番久保谷実君。

○17番（久保谷実君） 私は、議案第99号、阿見町教育委員会教育長の任命に同意を求めることについて、賛成討論をいたします。

先ほどから、第二小学校のことが出ております。私はこの議員の中で1人の第二小学校地区に住んでいる者でございます。学校がなくなるということの重み、これは、なくなる、そういうことに直面した人しか分からない。舟島小学校や阿見小や第一小にいる人にはなかなか理解できないことだと、そう思っています。

当時、令和5年の4月に統合になるといった中で、だんだんその期日が近づくに従って、本当になくなっていいんだろうかと。学校が地域づくりの中心ではないのかという声が住民の間に上がりまして、それに住民が切実な声を上げまして、行政区として無視できないということで、小林部長が言ったとおり、区長が中心になって署名を集めたわけです。

その区長さんたちは、いろいろな意見がある中で、大変な思いをして署名を集めたと思います。しかし、その84%ということの重み、これは大変重いもんだと、地域住民として思っています。その重みを、町長もそれから湯原教育長も、深い理解をしてくださって、この統合は延期になったと。この二小地区の人たちは大変喜んだと思っています。

今、二小地区は、その町の判断を無駄にしてはいけないと、阿見町最初のコミュニティ・スクールとして、約40名の方々が、草取り、枝下ろし、花壇の整備など、文字どおり、地域と学校が一体になって、みんなの学校にしようとして頑張っています。このようなすばらしい判断してくれた湯原前教育長に賛成をいたします。

それからもう1点。前回の9月の定例会で教育長の任命が否決になり、新聞記事になりました。2回目の新聞記事が出た後に、私のところに電話が入りまして、その方は、元阿見町の教員の方で、阿見町教育委員会指導室長も長くやっていました。その後、本郷小学校、朝日中学校、最後は竹来中学校の校長先生で退職をなされ、現在は町外の私立の学校の校長先生をなされています。

話の内容というのは、阿見町の議会はどうなっているの。私たちの常識では考えられないことなので電話をしました。同じ教員という立場で見ても、大変優れた教員であり、真っすぐな心を持った人でした。また、教育長になってからの3年間は、よその市町村が羨むほどの優秀な先生を確保し、それぞれの学校で力を発揮している。阿見の子供たちが落ち着いて学校生活を送っていけるのは、あのような先生方がおられるからです。その先生方の配置をしたのは湯原教育長です。これから人事の時期となり、どこの教育委員会でも、優秀な先生方を確保するために大変な努力をしていくと。そのような時期に、湯原前教育長がなくなれば、これは阿見町の教育界にとって大変大きな損失ではないかと。大丈夫ですか、阿見の教育界と。せっかくここまで盛り上がってきた阿見の教育を大切にしてほしい。阿見の教育界の人にもっと頑張ってもらいたい。強く要望しますとのことでした。

今回の人事に関してはいろいろな意見が出されています。これは、町民あるいは議員の声であると思います。私は、この同じ先生仲間からもこのように思われている教育者が阿見に住んでいること、そして教育長になろうとしていること、大いに誇りと自信を持って賛成討論いたします。

○議長（久保谷充君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） ほかに討論はありますか。

11番海野隆君。

○11番（海野隆君） 反対討論がなかったようなので、続けて賛成討論をさせていただきます。

さきの9月の定例会で、湯原教育長再任は不同意となって以降、教育長不在ということになってしまいました。

その際、私は賛成討論を行い、反対討論は、先ほど樋口さんがおっしゃいましたけれども、全くなかったんですね。今回、いろいろと賛成討論、反対討論がされたようですが、ただ、その反対討論の中身をいろいろ聞いてみると、例えば議会報告会で、なぜ私が反対したのかという内容と全く違う内容を、この本会議の場で言っていると。町民に説明したことと全く違うことを、この本会議の場で述べるなどというようなことが見受けられるのは非常に遺憾だと思います。

ます。

教育長の職務というのは、教育行政の最高責任者でありますから、その職務は多岐にわたっていると思います。その中でも、先ほどから賛成討論者の方々がおっしゃっていましたが、特に市町村が設置する義務教育学校の教員人事異動、これが特に重要だと言われております。教員は身分的には県の職員ですけれども、教員の人事異動は市町村教育委員会との密接な調整により行われております。

人事の流れは、10月の下旬、ちょうど教育長が前回、任期が来たあたりだったんですけども、この時期に、異動聴取は配布をされて、教員に、それで当該年度の異動ルールについて、その説明があるということです。下旬には、異動聴取に基づいて、まず校長と面接をすると、面談をします。その後、教育委員会が関与して、実質的には指導室長であるとか教育長と面談をして、関与して、2月の下旬には異動が決定されると言われております。

その際に、何を教育長がやるかという、校長や教育委員会は何をやるかという、部活や教科指導で不足しているものを充足し、必要と思われる人材を他の市町村から交換するという人事が行われるということでございます。現在は、本来、その真ただ中の作業が行われていなければならないと思います。ただ、教育長の代理がいるといっても、教育長の代理は、あくまでも代理で、教育長ではありませんので、市町村の教育長と交渉することはしないし、できないと思います。

そうした時期に教育長が不在になっていると。これは阿見町の教育にとって、あるいはその子供たちにとっては、非常なマイナスだと思われま。

湯原教育長は、現職時代に教育行政が長かったとお聞きしておりますし、県内に多くの人脈を有していると聞いております。

今回改めて、先ほどの質疑も含めて、町長から提案を伺いましたけれども、ぜひとも、この教育長人事、これを同意して、もう真ただ中にある非常に重要なこの時期に、湯原教育長を再任するように、私はこの議案に賛成をさせていただきます。

以上です。

○議長（久保谷充君） ほかに討論はありますか。

14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 私は、今回、阿見町教育委員会教育長の任命につきまして、賛成討論をさせていただきます。

阿見町は、2023年、令和5年には人口見通し5万人として、若者世代や子育て世代定住実現を進めている最中でございますけれども、その最中2018年、平成30年には、あさひ小学校が開校いたしました。その際でありますけれども、目の前のあさひ小学校に行けない児童、そして

また隣同士の児童が別々の小学校に通学せざるを得ない通学区域割りでありましたが、今回、朝日中学校区児童生徒数、将来推計調査を実施いたしまして、さらに宅地開発が進む荒川本郷地内の本郷二丁目と上本郷の一部地区の制限解除の検討、そしてまた適切な通学区域の見直し、そしてまた義務教育施設、保育施設の検討に努めるなどの点を評価いたします。

また、先ほども述べておりましたが、学校とは地域が一体となってつくり上げるものでありますけれども、そのモデル校として、まず第二小のコミュニティ・スクールもしっかりと支えて、今、阿見町のモデル校として特色ある学校づくりを進めていることを評価し、今回の教育長の任命につきまして、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（久保谷充君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案は、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○17番（久保谷実君） 議長、異議があります。

○議長（久保谷充君） はい。

○17番（久保谷実君） 阿見町議会規則第81条の2、議長の宣告に対して、出席議員6人以上から異議があるときは、議長は、投票のそれを、今のやつをやり直す、投票にすると、そういうことが決められております。

また、地方議会ハンドブックには、記名または無記名いずれかの投票を希望する議員が、会議規則に定めた人数で投票要求を行えば、議長はその要求に応じる義務があります。

私は、この案件は無記名投票でやることを提案いたします。

議長、言うこと聞くしかないんだからね、6名以上の同意者がいれば。

○議長（久保谷充君） 今の同意に対する賛成の諸君は、起立でお願いいたします。

ちょっとすいません。

じゃあ、ここで暫時休憩といたします。

午前11時25分休憩

---

午前11時35分再開

○議長（久保谷充君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時50分といたします。

午前 11時36分休憩

---

午前 11時52分再開

○議長（久保谷充君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

今、書類の関係で少し時間が間に合わないので、会議の再開は12時10分といたします。

午前 11時53分休憩

---

午後 0時12分再開

○議長（久保谷充君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

書類上の関係で、会議の再開は12時30分といたします。

午後 0時13分休憩

---

午後 0時30分再開

○議長（久保谷充君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○16番（柴原成一君） 議長、動議。

○議長（久保谷充君） 柴原議員、ちょっと待ってて。

久保谷実議員から、訂正の分ありますよね。あるんでしょ。その訂正をお願いします。

○17番（久保谷実君） 先ほど、異議がある場合として、81条の2項と言いましたけども、81条と言いましたけど、82条の第1項、出席議員の6人以上から要求があるときは、記名または無記名の投票で採決を採ると、こういうふうにします。

○議長（久保谷充君） 久保谷実君から、無記名投票による採決されたいとの要求があります。

この要求については、阿見町会議規則第82条第1項の規定により、出席議員6名以上の要求が必要です。

無記名投票による採決に賛成の諸君は、もう一度、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保谷充君） 起立が6名以上でありますので、よって本案は無記名投票による採決とすることにします。

○16番（柴原成一君） 動議。

○議長（久保谷充君） 16番柴原成一議員。

○16番（柴原成一君） この件については、記名式の投票を提案したいと思います。

○議長（久保谷充君） まず、柴原議員の記名投票に対する賛成の諸君は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（久保谷充君） 9番野口雅弘君。

○9番（野口雅弘君） 一番最初に、「します」と言いましたよね、言葉で。その後に、何でもう一回、記名の人のあるかをやるか。取りあえず「します」と言った言葉の重みというのは議長の重みですよ。これを無視して、新しいことにまた始めるというのは、これはちょっとおかしいんじゃないですかね。あり得ないことだと思いますけど。これで投票しますって言ったはずなんですけど。それだけは議長の権限として、「します」と言った以上は、やってもらうしかないと思います。

○議長（久保谷充君） さっきの、投票で採決することにしますということで、そこで動議にかかったんだから、その動議のやつは、記名投票による動議ということですよ。

だからそれ両方出てますよっていう話なんですよ。

17番久保谷実君。

○17番（久保谷実君） さっき休憩時間に、さっきの記名式のやつが出てきまして、ここに上がりましたよね。局長、上がったよね、議事に。ここでやってない議事が、議運もかかってない議事が、何でもここへ出ていくんの。休憩時間に決めたのが、この議事にのってきちゃっていいの。議長、どうなんですかそれは。そこをはっきりしてくださいよ。

○議長（久保谷充君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後2時といたします。

午後 0時39分休憩

---

午後 2時19分再開

○議長（久保谷充君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

この採決については、久保谷実君ほか7名から無記名投票されたいとの要求がありました。

その後、本案は無記名投票で採決することにしますとの発言をした後に、柴原成一君ほか8名から記名投票されたいとの要求がありました。

これらはいずれも有効です。

したがって、いずれの方法によるかは、会議規則第82条第2項の規定に、同時に記名投票と無記名投票の要求があったときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決めるとあります。

よって、無記名投票で採決いたします。

それでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） それでは、異議なしと認め、さよう決定いたしました。



投票用紙を配付させます。

〔書記，投票用紙配付〕

○議長（久保谷充君） 無記名投票に賛成の方は賛成，反対の方は反対と記載願います。

なお，賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は，会議規則第84条の規定により，否とみなします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔書記，投票箱を改める〕

○議長（久保谷充君） 傍聴者，上からのぞき込むことはやめてください。

そこで書いている人もいるんじゃないの。

○議長（久保谷充君） 異状なしと認めます。

投票を行います。

事務局長の点呼に応じて，順次投票願います。

議場閉鎖願います。

〔書記，議場閉鎖〕

〔事務局長氏名を点呼，各員順次投票〕

○議長（久保谷充君） 本日の出席議員は18名で，議長を除いて17名であります。

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

これより開票を行います。

樋口達哉君，栗原宜行君，飯野良治君，立会い願います。

これより開票を行います。お願いします。

〔立会いの上，開票〕

○議長（久保谷充君） それでは，投票の結果を報告いたします。

投票総数17票，有効投票16票，無効投票1票。賛成7，反対9票です。

賛成少数でありますので，よって，無記名としないことに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔書記，議場開鎖〕

○議長（久保谷充君） 本案については，阿見町議会会議規則第82条第2項の規定により，記

名投票により行います。

議場を閉鎖します。

〔書記，議場閉鎖〕

○議長（久保谷充君） ただいまの出席議員は17名です。

お諮りいたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、野口雅弘君、永井義一君、海野隆君、以上3名を指名したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

投票用紙を配付させます。

〔書記，投票用紙配付〕

○議長（久保谷充君） 本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により、否とみなします。

柴原議員。

○16番（柴原成一君） 確認なんですけど、この投票用紙には教育長の人事に賛成、反対を書くんですね。

○議長（久保谷充君） はい、そうです。

○16番（柴原成一君） 分かりました。

○議長（久保谷充君） さっき言ったよ。

投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔書記，投票箱を改める〕

○議長（久保谷充君） 異状なしと認めます。

投票を行います。

事務局長の点呼に応じて順次投票願います。

〔事務局長氏名を点呼，各員順次投票〕

○議長（久保谷充君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

これより開票を行います。

野口雅弘君，永井義一君，海野隆君，立会い願います。

それでは，開票をお願いいたします。

〔立会いの上，開票〕

○議長（久保谷充君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数17票，有効投票17票。賛成8票，反対9票。

賛成少数であります。よって，本案は同意しないことに決しました。

議長の閉鎖を解きます。

〔書記，議場閉鎖〕

---

#### 請願第4号

#### コロナ禍における米価下落の対策を求める請願

○議長（久保谷充君） 次に，日程第8，請願第4号，コロナ禍における米価下落の対策を求める請願についてを議題といたします。

本案については，会議規則第92条第1項の規定により，提案理由の説明，質疑を省略し，お手元に配付しました議案付託表のとおり，所管常任委員会に付託いたします。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認め，さよう決定いたしました。

産業建設常任委員会では，付託案件を審査の上，来る12月17日の本会議において，審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

#### 散会の宣告

○議長（久保谷充君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後 2時50分散会

第 2 号

[ 12 月 8 日 ]

















































































































































